

# ご存知ですか？ 茂原市消費生活センター



消費生活センターでは、事業者との間に生じた商品・サービスや契約など、消費生活全般に関する苦情やお問い合わせに、専門の相談員がお答えしています。相談は無料で、秘密は厳守します。

また、消費者啓発や出前講座など、消費生活の安定と向上を図るための各種業務を行い、暮らしに役立つ情報を提供しています。

オフのやり方を知りたい。

「料金が安くなる」と光回線の勧誘電話があった。契約したが安くなっていないので、解約したい。

通販で「お試し価格」の健康食品を注文したが、定期購入が条件になっていった。業者に連絡したが、定期購入を理由に解約を拒否された。

ヘアドライヤーを使用中に本体とコードの付け根部分にショートし火傷をした。

## ◆相談に対する対応

相談内容に応じて、助言やあっせんなどをして、問題解決のための手助けをします。困ったときは、一人で悩まずに、消費生活センターにご相談ください。

## ◆相談日

月曜日～金曜日

※休日・年末年始を除く。

## ◆受付時間

9時30分～16時まで  
※12時～13時を除く。

## ◆相談の多い事例

・訪問販売で商品を購入したが、解約したい。クーリング・



▲榎町商店街で行った「消費生活ゲーム」コーナー

## 平成28年度 相談件数 676件 (前年度-148件)

商品・役務(サービス)別上位相談件数

順位	主な相談内容
1 デジタルコンテンツ	利用していない有料サイトからの架空請求やアダルト情報サイトなどからの不当請求の相談など
2 融資サービス	サラ金やクレジットカードの利用での多重債務相談など
3 他の保健・福祉	還付金詐欺など
4 インターネット通信サービス	光回線の電話勧誘による契約やネット通販によるトラブルなど
5 工事・建築	訪問販売によるリフォームや新築などの工事契約・解約の相談など

☎(20)1101、FAX(20)1600へ。  
ご相談・お問い合わせは、消費生活センター(2階)

## 「子育て応援チケット」と「モバリングッズ」をプレゼント!

市では、赤ちゃんが生まれた世帯の経済的な負担軽減を目的として、おめでとう赤ちゃんセット配布事業「子育て応援チケット」と「モバリングッズ」をお配りします。

### ◆プレゼント内容

#### ①子育て応援チケット

・第1子、第2子=5,000円分 ・第3子以降=1万円分

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※チケット取扱店舗は、子育て支援課ウェブページで確認できます。

#### ②モバリングッズ(エコバッグ、タオル、コップ)



▲お配りするプレゼント

### ◆配布方法・配布場所

お子さんの出生届の届出をした際に、市民課(2階)窓口および本納支所窓口にてお配りします。

☆市内事業者のみならずへ 市では、チケットの取り扱いにご協力いただける店舗を随時募集しています。

お問い合わせは、子育て支援課(2階) ☎(20)1573、FAX(20)1610へ。